

条件付一般競争入札公告

新富町条件付一般競争入札に関する要綱に基づく入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び新富町財務規則第105条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年9月27日

新富町長 小嶋 崇嗣

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 令和元年度 川床部分林立木伐採売却事業
- (2) 業務場所 宮崎県児湯郡新富町大字新田字猪之尻16537-1
- (3) 履行期間 令和元年11月6日から令和2年2月28日まで
- (4) 業務概要 立木売却（面積：約0.975ha）
樹種：スギ 151本
ヒノキ 217本
スギ風倒木 94本
ヒノキ 風倒木 19本
総材積：194.27m³・伐採・搬出

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (2) 手形交換所により取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き（厚生手続開始の申立て以後の手続きをいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について、滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は、第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 公告日から入札日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第14条の規定に

よる指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本店、支店並びに営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。

- (6) 宮崎県内に住所または所在地を有する個人および法人であること。
- (7) 林業または製材業を営むもの。
- (8) 納税義務に対し完納していること。
- (9) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年新富町告示第3号）第2条に該当するものでないこと。
- (10) 契約額を前納できるもの（前納の期間は契約日から伐採着手まで）。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は、人的関係がないこと。

3 入札参加資格申請・確認

この入札に参加を希望する者は、次の各号に定めるところにより入札参加資格申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期限内に申請書類等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

また、入札参加資格があると認められた者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加申込書
- イ 工事経歴書
- ウ 技術関係職員名簿
- エ 誓約書
- オ その他（完納証明書（注1））

注1 完納証明書について

(ア) 新富町に本店又は支店がある場合

- 新富町税完納証明書の原本（法人の場合は、法人と代表者個人の両方）
- 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）（写し可）

(イ) 新富町に本店又は支店がない場合

- 法人税（法人の場合）、申告所得税（個人の場合）の納税証明書（写し可）
- 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）（写し可）

(2) 入札参加申請期間

令和元年9月27日（金）から令和元年10月15日（火）まで
（ただし、土・日・祝日は除く。）

(3) 提出書類の受付時間

午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出の方法

持参に限る。

(5) 提出部数

正本1部とする。

(6) 提出先

新富町財政課

住 所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電 話：0983-33-6011 (直通)

F A X：0983-33-4862

※入札参加確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、資格審査確認資料の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は令和元年10月17日(木)までに、申請者全員に通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 説明を求める場合は、令和元年10月18日(金)午後5時までに新富町長に書面にて提出すること。提出先は、新富町財政課とする。
- (3) 新富町長は説明を求められた時は、令和元年10月21日(月)までに説明を求めたものに対し書面で回答する。

6 設計書等

設計書は別紙のとおりとする。

7 現場説明

設計書受領時に随時実施する。

8 業務に対する質問及び回答

質問は、入札参加資格を確認した結果、入札参加資格があると認めた者に対してのみ受け付ける。

(1) 質問書の提出方法

本業務内容に関して質問がある場合は、下記受付期限までに質問書をF A Xにて提出すること。なお、質問書の様式は任意とするが、質問書には本業務名称のほか、会社名、所属部署名、氏名、電話番号及びF A X番号を明記すること。

(2) 質問書の提出回数

質問書の提出回数は1回のみとし、質問書を送信する際には、事前に下記送信先に電話連絡をしてから送信すること。

(3) 質問書の受付期限

令和元年10月18日(金)午後5時まで

(4) 送信先

新富町産業振興課 農林水産係

住 所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電 話：0983-33-6034（直通）

F A X：0983-33-4862

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年10月23日（水）午後5時までに、入札に参加予定の者全員に対してF A Xにより回答する。

9 入札執行に関する事項

(1) 入札及び開札の日時

令和元年10月30日（水）午前9時

(2) 入札及び開札の場所

新富町役場新館2階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参すること。

(4) 入札方法

(ア) 最低売却価格を定め、最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札回数は2回とする。

(5) 入札の無効

(ア) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①入札参加資格のない者のした入札
- ②同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- ④入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- ⑥入札条件に違反した入札
- ⑦連合その他不正な行為があった入札
- ⑧委任状を提出しない代理人のした入札

(イ) 虚偽の申請を行ったものした入札及び公告等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札参加資格を確認された者であっても、確認後指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である場合は入札に参加できない。

10 入札保証金及び契約の保証

免除とする。

11 手続き等の日程一覧

内容	期日・期限等
(1) 入札公告	令和元年9月27日(金)
(2) 入札参加資格確認申請提出期限	令和元年10月15日(火)午後5時まで
(3) 入札参加資格可否決定通知	令和元年10月17日(木)
(4) 質問書受付期限	令和元年10月18日(金)午後5時まで
(5) 質問書回答期限	令和元年10月23日(水)午後5時まで
(6) 入札日	令和元年10月30日(水)
(7) 入札結果の公表	令和元年10月30日(水)

※この日程は、事務上の都合により変更することがある。

12 予定価格の公表

予定価格については、落札者決定後にホームページにて公表する。

13 業務の契約

新富町財務規則による。

14 契約金の入金

(1) 入金の方法

新富町が発行する納付書により払い込むこと。

(2) 払い込みの期間

契約締結後から伐採に着手する間に上記の(1)の方法により払い込むこと。

15 その他の事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) その他

成果品等に係る著作権等一切の知的財産権は、新富町に帰属するものとする。

特記事項

1 伐採区域以外の土地の使用について

別紙図面の伐採区域外の土地等を使用する場合は、契約者（落札者）の責任において地権者の同意等を取ること。なお、この場合の費用は契約者（落札者）の負担とする。

2 伐採区域のスギ・ヒノキ以外の樹木について

伐採区域内の雑木のうち、伐採の支障とならないものは伐採しないこと。
なお、玉切りしたスギ・ヒノキ以外のものを伐採区域外へ持ち出さないこと。

3 枝等の整理

スギ・ヒノキ伐採後の枝等については、植栽に影響がないよう整理すること。

4 伐採区域周辺施設の管理

伐採区域に隣接する公共施設については、管理者と協議し必要書類を提出すること。